

暫定税率等の適用期限の到来

平成30年11月28日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

暫定税率について①

暫定税率について

- 基本税率 : 中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率
- 暫定税率 : 政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率

➡ 平成31年3月31日に適用期限が到来する411品目について延長等を検討する必要

(参考) 現在、392品目に暫定税率が設定されているところ、TPP11整備法に基づき、国内産糖への支援に充当する調整金を徴収するため、TPP11発効(12月30日)にあわせて、加糖調製品(19品目)に新たに暫定税率が設定される

【暫定税率を設定している品目】

種類	対象品目	品目数
関税割当制度	ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)、麦芽、パイナップル缶詰、ホエイ、バター、こんにゃく芋 など	157品目
国家貿易制度	米、麦、指定乳製品等	86品目
調整金等を徴収するため、協定税率を下回る水準の税率を設定 (暫定税率+調整金等=協定税率)	砂糖類(角砂糖、砂糖水、加糖調製品等)、国家貿易品目(米、麦、指定乳製品等)の枠外輸入	99品目
関係国との協議結果を踏まえ、協定税率等を下回る水準の税率を設定	冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ	54品目
価格安定化のため、価格帯に応じて変動する税率を設定	たまねぎ	2品目
産業政策上の要請を踏まえ、基本税率等を下回る水準の税率を設定	石油化学製品製造用揮発油等、ノルマルパラフィン、バイオETBE、バイオエタノール(バイオETBE製造用)	13品目
合 計		411品目

暫定税率について②

延長等の検討

- 暫定税率を延長する必要があるのか、延長する場合に適用期限を何年とするのか、基本税率化する必要があるのか、といった観点から検討する必要

考慮すべき事項

<暫定税率の延長について>

- 生産者及び消費者等との間の利益調整に及ぼす影響
- 国際交渉との関係
- 調整金等との関係
- 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響
- 産業政策上の必要性や国際市況

<適用期限・基本税率化について>

- その時々国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて、常に見直しを行う必要

※ たとえば、関税割当制度については、過去の関税率審議会等において、無税又は低税率が適用される輸入数量を限定する国境措置であり、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害といった弊害が生じぬよう常に見直しを行うべきとされている

改正の方向性

- 411品目について、暫定税率の適用期限を1年延長することとしたい

※ 石油化学製品製造用揮発油等・ノルマルパラフィン(11品目)については、基本税率化の要望が出ているものの、昨年度に引き続き、国内の石油化学産業への影響等について検証する必要があることから、暫定税率の適用期限を1年延長することとしたい

乳幼児用調製液状乳製造用ホエイの関税割当対象化

乳幼児用調製粉乳製造用ホエイをめぐる状況

- ホエイのうち、乳幼児用の調製粉乳(粉ミルク)製造に使用されるものは、関税割当制度の対象となっている

【ホエイの適用税率】

粉ミルク製造用	液体ミルク製造用
(枠内)10%	29.8%+99円/kg~ 29.8%+1,023円/kg
(枠外)29.8%+99円/kg ~29.8%+1,023円/kg	

調製液状乳(液体ミルク)の普及促進に向けた動き

- 災害時や外出時・夜間における授乳を衛生的かつ簡便に行うニーズの高まり
- 「女性活躍加速のための重点方針2017」(H29.6)に基づく政府の取組
 - ー 調製粉乳に代わる新たな選択肢として、調製液状乳の製品化を後押し
- 本年8月、乳等省令(厚労省所管)において、調製液状乳の定義・規格基準が設定



ホエイ(乳清)

➡ 上記を踏まえ、調製液状乳の製造に当たり安価に原料を確保できるよう、乳幼児用の調製液状乳製造用ホエイについても、関税割当制度への対象追加を求める改正要望が提出された

考慮すべき事項

- 乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイを関税割当制度の対象とした場合であっても、乳幼児用ミルク全体の需要は変動しないことから、国内産業保護の観点から問題は生じない

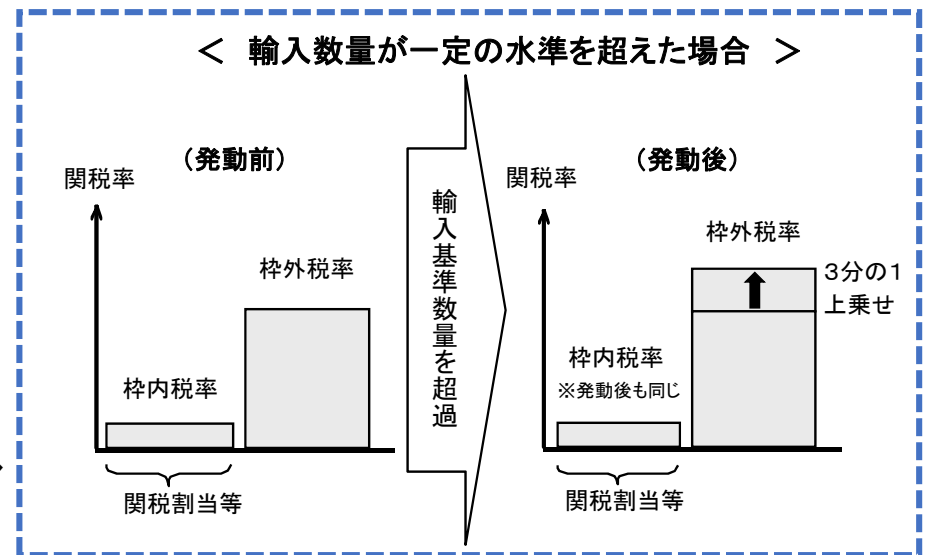
改正の方向性

- 乳幼児用調製粉乳に限らず、乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイについても、関税割当制度の対象とすることとしたい

特別緊急関税制度について

特別緊急関税制度の概要

- ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて関税化された農産品（バター、米、麦等）について、輸入数量が一定水準を超えた場合や輸入価格が一定水準を下回った場合、関税率を引き上げる制度
- 適用期間は1年間であり、毎年度、期限延長の必要性を検討
- 平成29年度は、乳製品やでん粉、米等について、計17回発動
（内訳：数量ベース：3回、価格ベース：14回）



考慮すべき事項

- 特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償として、当該農産品の輸入が急増した場合等に備えて設けられた制度であるため、暫定税率と一体的に検討する必要

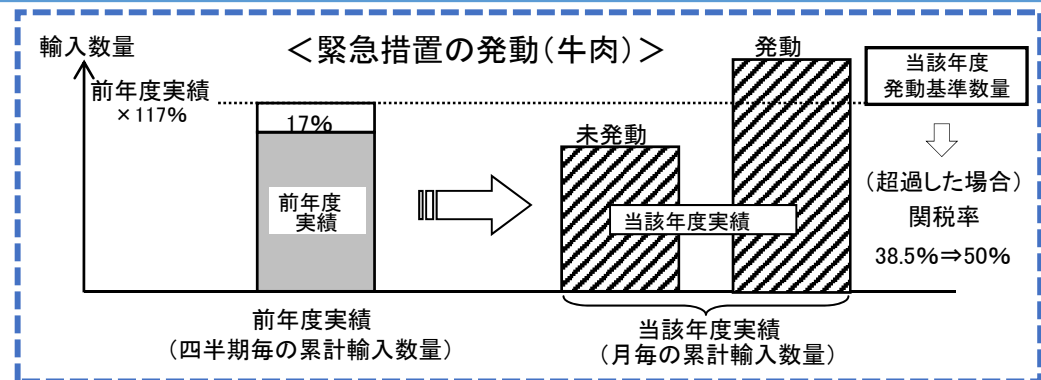
改正の方向性

- 暫定税率の延長を踏まえ、特別緊急関税制度についても適用期限を1年延長することとしたい

牛肉に係る関税の緊急措置について

牛肉に係る関税の緊急措置の概要

- 暫定税率によって協定税率より低い水準まで引き下げている税率を、輸入数量が一定水準を超えた場合に、自動的に戻す制度
- 適用期間は1年間であり、毎年度、期限延長の必要性を検討
- 平成29年度には冷凍牛肉について発動



※前年度の輸入実績が北米におけるBSE発生前の水準を下回る場合には、平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値を算出基礎とする暫定措置(BSE特例)あり

考慮すべき事項

- 本制度は、ウルグアイ・ラウンド合意時の関係国との協議結果に基づき、協定税率より低い水準まで関税率を自主的に引き下げることとした際、その代償として、牛肉の輸入が急増した場合に備えて設けられた制度であるため、暫定税率と一体的に検討する必要
- BSE特例については、平成29年度の輸入実績が平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値を上回ったところであるが、我が国の牛肉輸入が北米におけるBSE発生前の水準を安定的に上回る状況にあるのか、検証が必要

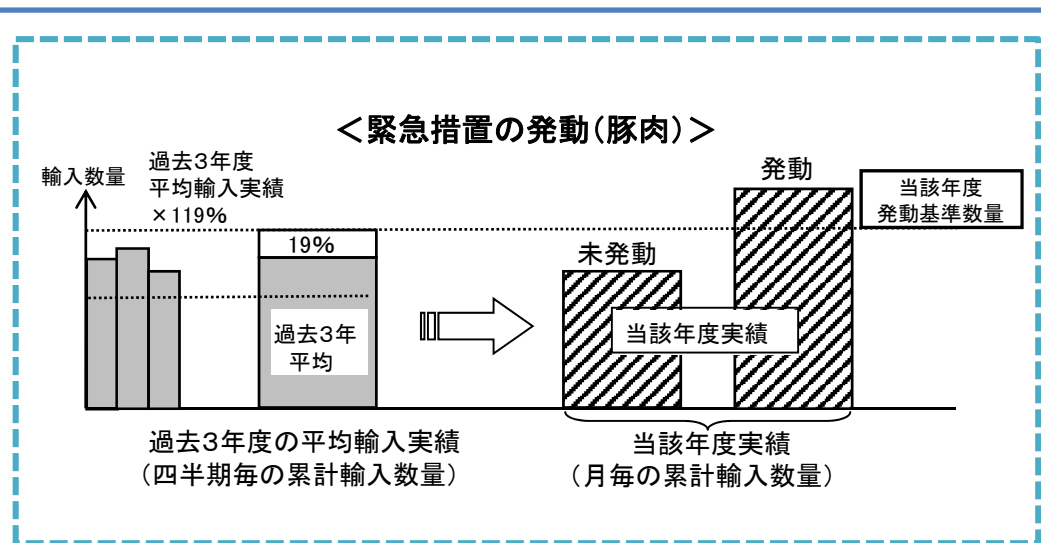
改正の方向性

- 暫定税率の延長を踏まえ、牛肉に係る関税緊急措置についても適用期限を1年延長することとしたい
- BSE特例についても適用期限を1年延長することとしたい

豚肉に係る関税の緊急措置について

豚肉に係る関税の緊急措置の概要

- 暫定税率によって協定税率より低い水準まで引き下げている税率を、輸入数量が一定水準を超えた場合に、国際的に合意された水準まで自動的に戻す制度
- 適用期間は1年間であり、毎年度、期限延長の必要性を検討
- 直近では平成16年度に発動



考慮すべき事項

- 本制度は、ウルグアイ・ラウンド合意時の関係国との協議結果に基づき、協定税率より低い水準まで関税率を自主的に引き下げることとした際、その代償として、豚肉の輸入が急増した場合に備えて設けられた制度であるため、暫定税率と一体的に検討する必要

改正の方向性

- 暫定税率の延長を踏まえ、豚肉に係る関税緊急措置についても適用期限を1年延長することとしたい

関税制度の利便性向上に向けた取組み

関税割当制度に関する現在の取組み

① 申請機会の拡大

- 関税割当申請書の提出期間を順次拡大

(例) パイナップル缶詰(平成16年度以降、受付期間を拡大)

平成15年度: 4月1日～4月9日 → 平成30年度: 4月2日～4月10日、8月1日～8月3日、12月3日～12月5日

② 申請時の提出書類の簡素化

- 直近年に割当を受けた者について、所定の申請書類の提出を一部省略

(例) チョコレート製造用無糖ココア調製品(平成30年度)

平成29年度における割当実績を有する者のうち、前年度から書類内容に変更の無い者は、製造設備を有することを裏付ける書類等の提出を一部省略

③ 申請手続の電子化

- その他乳製品(アイスクリームミックス等)の抽選枠について、平成30年度より従前の往復はがきに代えて農林水産省HPを通じた申込みに変更

特別緊急関税制度等の見直し

- 特別緊急関税制度や牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置等については、利便性向上のため、現行、官報で告示している輸入数量等を平成31年度からインターネットにより公表することとしたい

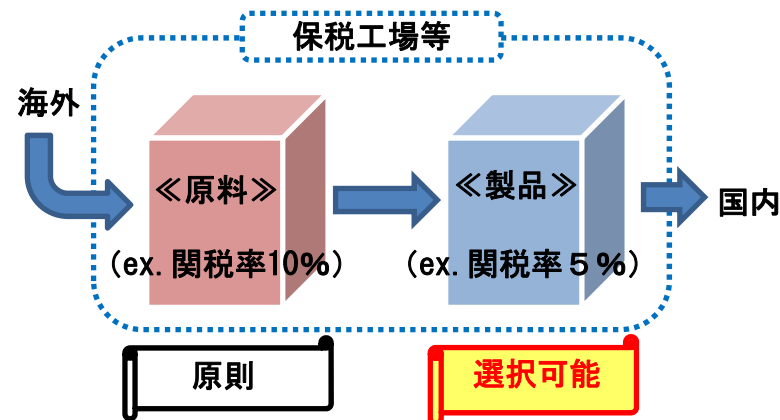
沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）

背景

- 沖縄については、歴史的・地理的な特殊事情に鑑み、その総合的かつ計画的な振興を図ること等を目的として定められた沖縄振興特別措置法に基づき、関税暫定措置法上に①選択課税制度及び②沖縄型特定免税店制度の具体的内容及び適用期限が定められている
(参考) 現行の沖縄振興特別措置法は10年間の時限立法となっており、適用期限は平成34年3月31日まで
- そのうち①選択課税制度について本年度末に2年の適用期限が到来するため、内閣府より、適用期限を平成32年度末まで2年延長する内容の要望

選択課税制度の概要

- 国際物流拠点産業集積地域の保税工場等において、外国貨物を原料として製造される製品について、原料課税か製品課税かを輸入者が選択できる制度
- 国際物流拠点産業集積地域における企業誘致等の観点から一つの魅力となっている



改正の方向性

- 選択課税制度は、沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の税制上の特例措置の一環であること等に鑑み、適用期限を2年延長することとしたい